

事業系一般廃棄物 施設搬入について



環境局施設部
処理計画課

事業系一般廃棄物の施設搬入について、
例年はパワーポイントを使用して講習会で説明していますが、
今年度は、新型コロナウイルスの影響で講習会の開催がないため、
代わりにパワーポイントを印刷して説明を加えたテキストをお送りします。

説明内容がパワーポイントのスライドと重複する部分もありますが、御了承ください。

説明項目

- 事業系一般廃棄物の受入基準等について
- 搬入不適物について
- 内容審査について
- 計量・ICカードについて
- 計量・搬入について(処理センター)
- 処理センター搬入時の主な注意事項
- 洗車について
- ごみ処理手数料について
- 搬入申請について

説明項目は、スライドの通りです。

事業系一般廃棄物の受入基準等について

●関連法令等（抜粋）

○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例
第26条2

前項の承認を受けた事業者が、事業系一般廃棄物を指定処理施設へ搬入する場合は、市長の定める受入基準に従わなければならない。

○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則
第12条

条例第26条第2項に規定する受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 本市の区域内で生じた廃棄物であること。
- (2) 指定処理施設において処理できる性状及び形状の廃棄物であること。
- (3) 指定処理施設において、設備及び処理の業務に支障を来すおそれがない廃棄物であること。
- (4) 承認の内容と異なる廃棄物でないこと。
- (5) 一般廃棄物処理計画の内容に適合するものであること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示する事項

事業系一般廃棄物の受入基準等について、説明します。

まず、受入基準が明記されています関係法令等について、説明します。

最初に根拠条例についてですが、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第26条第2項で、「事業系一般廃棄物を指定処理施設（浮島・堤根・王禅寺処理センター）へ搬入する場合は、市長の定める受入基準に従わなければならない。」と定められています。

「市長の定める受入基準」については、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則第12条に記されており、まず、第1号で「本市の区域内で生じた廃棄物であること。」すなわち、川崎市内で発生したものであることが大前提となります。次に、第2号で「処理施設で処理できる性状及び形状の廃棄物であること。」その次に、第3号で「処理施設において、設備及び処理の業務に支障を来すおそれがない廃棄物であること。」が記されています。具体的な内容は、「一般廃棄物の施設搬入に関する取扱要綱（※）」第10条に記されていますので、次のスライドをご覧ください。

※

なお、この「一般廃棄物の施設搬入に関する取扱要綱」は、
「事業系一般廃棄物(焼却対象物)の施設搬入に関する取扱要綱」を、
一時多量ごみ(遺品整理や引越等に伴い一時的に多量に発生する家庭系ごみ)
への対応に伴い改正したもので、
例年と名称が異なりますが、
事業系一般廃棄物の搬入に関する内容については変更はありません。

事業系一般廃棄物の受入基準等について

● 関連法令等（抜粋）

○ 一般廃棄物の施設搬入に関する取扱要綱

第10条

規則第12条第2号に規定する指定処理施設において処理できる性状及び形状は、別表1のとおりとする。

2 規則第12条第3号に規定する指定処理施設において、設備及び処理の業務に支障を来すおそれがない廃棄物は、次のとおりとする。

- (1) 有害性物質を含まないもの
- (2) 危険性のないもの
- (3) 爆発性のないもの
- (4) 著しく悪臭を発しないもの
- (5) 焼却可能なもの
- (6) 不完全燃焼を起こすおそれがないもの
- (7) 公害の発生するおそれのないもの
- (8) その他

一般廃棄物の施設搬入に関する取扱要綱第10条について、まず先に第2条に記載の規則第12条第3号から説明しますと、「指定処理施設において、設備及び処理の業務に支障を来すおそれがない廃棄物」とは、

- (1) 有害性物質を含まないもの
- (2) 危険性のないもの
- (3) 爆発性のないもの
- (4) 著しく悪臭を発しないもの
- (5) 焼却可能なもの
- (6) 不完全燃焼を起こすおそれがないもの
- (7) 公害の発生するおそれのないもの
- (8) その他

とされています。

これからの季節、特に居酒屋さんなどから排出される廃棄物にカセットコンロのボンベなどが混入する可能性があります。

回収の際にはくれぐれも注意するよう、収集運搬をされる従事者の方にご周知くださるよう、お願いいたします。

次のスライドで、一般廃棄物の施設搬入に関する取扱要綱第10条の第1条に記載の、規則第12条第2号に規定する別表1を紹介します。

事業系一般廃棄物の受入基準等について

別表1 指定処理施設において処理できる廃棄物の性状及び形状		
紙類	a 紙くず等	投入時にごみピット外へ飛散しないよう防止してあるもの。
木・草類	a 木製品、木くず等	長さ50cm、幅20cm程度に切断してあるもの。
	b 角材、丸太等	長さ50cm、太さ10cm程度に切断してあるもの。
	c おがくず等	投入時にごみピット外へ飛散しないよう防止してあるもの。
	d 枝葉類	長さ50cm程度に切断し、小さく束ねてあるもの。
繊維類	a 繊維くず等	バラ状に切断し、小さく束ねてあるもの。
	b テープ状のもの	長さ1m程度に切断してあるもの。
厨芥類	a 食品残渣	できる限り水分・油分を除去してあるもの。 焼却可能な大きさであること。
その他	上記以外にあっては市の指示によること。	

一般廃棄物の施設搬入に関する取扱要綱第10条第1条に記載の、規則第12条第2号の別表1です。
指定処理施設において処理できる廃棄物の性状及び形状を示しています。

内容としては表のとおりですが、特に、木・草類をご覧ください。

木製品、木くず等は長さ50cm、幅20cm程度に切断してあるもの。

角材、丸太等は長さ50cm、太さ10cm程度に切断してあるもの。

枝葉類は長さ50cm程度に切断し小さく束ねてあるもの。

すなわち、木・草類については、長さは50cm、幅は20cm、太さ10cm程度のものが最大となります。

あまりに太かったり、大きかったりするものは、焼却炉に入らなかったり、不完全燃焼を起こす可能性があることが理由です。

事業系一般廃棄物の受入基準等について

○指定処理施設及び搬入日時等

搬入区分	搬入日時	排出事業者の所在地(廃棄物の発生場所)	指定処理施設		
			浮島処理センター	堤根処理センター	王禅寺処理センター
定期搬入	【月曜日から土曜日】 搬入時間 8:00～12:00 12:50～16:00	川崎区	○	×	×
		幸区	○	×	×
		中原区	○	○	○
		高津区	○	○	○
		宮前区	○	○	○
		多摩区	○	○	○
		麻生区	○	○	○
	【日曜日】 搬入時間 8:00～13:00	全区	○	×	×

次に、指定処理施設及び搬入日時等です。
こちらが、一覧表になります。

表の見方ですが、このテキストを御覧になっている一般廃棄物処理業者の皆様の搬入区分は「定期搬入」になります。

左から「搬入日時」、「排出事業者の所在地(廃棄物の発生場所)」、「指定処理施設」の順で並んでいますが、○は搬入可能、×は搬入不可を示しています。
特に注意点としましては、表の「×」です。

川崎区、幸区から発生した廃棄物の搬入先は特定の場合を除き、搬入日時に関わらず「浮島処理センター」のみとなり、「堤根処理センター」「王禅寺処理センター」には搬入できません。

内容審査時に、川崎区・幸区の廃棄物が「堤根処理センター」「王禅寺処理センター」に搬入が確認されている例が時より見受けられますので、絶対搬入しないようにお願いします。

また、令和4年度まで日曜日搬入時間は9:00～12:00、12:50～16:00で受け付けていましたが、令和5年度から8:00～13:00に変更となりますのでご注意ください。

なお、来年度予定されている橋処理センター稼働及び堤根処理センター閉鎖に伴い、上記受入区分も変更になることが想定されます。市ホームページなどで随時状況を

周知いたしますので、ご注意くださいようお願いいたします。

搬入不適物について

●医療系廃棄物



チューブや手袋、
不織布マスクは
廃プラスチック類
やゴムくずなどの
産業廃棄物に
なるため、
搬入できません。
【注意】
血液が付着した
紙くず等、感染の
恐れがあるものも
搬入できません。

次に、搬入不適物について説明します。

最初にお見せしますのは医療系廃棄物です。

チューブや手袋は廃プラスチック類やゴムくずなどの産業廃棄物になるため、搬入できません。

また、血液が付着した紙くず等、感染の恐れがあるものは、「感染性廃棄物」といい、「特別管理廃棄物」に区分されることから、搬入できません。

処理センターでの内容審査において、度々、搬入不適物として指摘・指導させていただいております。

新型コロナウイルスの感染も拡大する中で、回収事業者の皆さまの安全にも関わりますので、

医療機関からの回収の場合はくれぐれもご注意ください、お願いいたします。

搬入不適物について

●水銀使用製品廃棄物

蛍光灯・ボタン電池・水銀体温計・水銀式血圧計等の水銀使用製品は産業廃棄物に分類されることから搬入できません。



※処理センターの排ガスから基準を超える水銀が検出されると、焼却炉を停止しなければならない恐れがあります。

絶対に搬入しないよう、御協力をお願いします。

こちらは、水銀使用製品廃棄物です。

蛍光灯・ボタン電池・水銀体温計・水銀式血圧計等の

水銀使用製品は産業廃棄物に分類されることから搬入できません。

また、これらが処理センターに搬入され、
処理センターの排ガスから基準を超える水銀が検出されると、焼却炉を停止しなければならなくなる恐れがあります。

絶対に搬入しないよう、御協力をお願いします。

搬入不適物について

●廃プラスチック類



ビニールや
白色トレイは、
汚れていても材質で
判断するので、
廃プラスチック類に
分類されることから
産業廃棄物に
なります。
そのため、
搬入できません。

こちらはビニールや白色トレイです。

ビニールや白色トレイは、
汚れていても「廃プラスチック類」に分類されることから産業廃棄物になります。
そのため、搬入することはできません。

搬入不適物について

●廃プラスチック類



ペットボトルも
ビニールと同様に
材質で判断する
ので、
廃プラスチック類
に分類される
ことから、
産業廃棄物に
なります。
そのため、
搬入できません。

こちらはペットボトルです。

ペットボトルもビニールと同様に「廃プラスチック類」に分類されることから、産業廃棄物になります。
そのため、搬入することはできません。

処理センターに搬入される不適物の大半がこれら廃プラスチック類です。
家庭系の場合は容器包装に分類されものを除いたプラスチック製品については普通ごみという区分で市の焼却場に搬入されますが、
事業系については法令上、産業廃棄物に分類されることから搬入できません。
排出事業者の方には状況に応じて市の方からも排出指導させていただきますが、
皆さまからも排出事業者の方への周知について、ご協力くださるよう、この場をお借りしましてお願いいたします。

搬入不適物について

●金属くず



空缶は
産業廃棄物の
金属くずに
分類されるため、
搬入できません。

こちらは空き缶です。

空き缶は産業廃棄物の「金属くず」に分類されるため、
搬入できません。

搬入不適物について

●コンクリートくず、がれき類



コンクリートくずや
がれき類は
産業廃棄物に
なるため、
搬入できません。

こちらは、コンクリートくずです。

コンクリートくずやがれき類は産業廃棄物になるため、搬入できません。

搬入不適物については以上となります。

なお、産業廃棄物について不明な点がありましたら、廃棄物指導課までお問い合わせをお願いいたします。

内容審査について

●関連法令等（抜粋）

○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則
第12条の2

施設搬入をしようとする者は、市長が行う受入基準に係る審査に協力しなければならない。

○一般廃棄物の施設搬入に関する取扱要綱
第17条

規則第12条の2の規定に基づき、市は施設搬入される廃棄物について、適宜その内容を審査することができるものとし、廃棄物を指定処理施設に搬入しようとする者は、その内容審査に協力しなければならない。

第18条

市長は次の各号のいずれかに該当するときは、条例第27条の規定に基づき、廃棄物の受入を拒否することができる。

(1) 事業者が前条に規定する内容審査に協力しないとき

続いて、不適物の搬入防止のための内容審査について説明します。

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則第12条の2に、「施設搬入をしようとする者は、市長が行う受入基準に係る審査に協力しなければならない。」と記されており、

一般廃棄物の施設搬入に関する取扱要綱の第17条においても、「市は施設搬入される廃棄物について、適宜その内容を審査することができるものとし、廃棄物を指定処理施設に搬入しようとする者は、その内容審査に協力しなければならない。」と記されています。

これは、不適物の搬入により、焼却炉が故障し、廃棄物の受入れができなくなるなど、市民生活に支障が出る恐れがあるため、また、法令遵守のために、内容審査の実施への協力を要請するものです。

なお、同要綱の第18条においては、事業者が内容審査に協力しないときは、廃棄物の受入を拒否することができる旨が記されています。

作業が大変忙しい中とは存じますが、急な協力をお願いすることがございますので、収集運搬を行う従事者の方には十分ご周知くださるようお願いいたします。

計量・ICカードについて

平成29年3月27日から、浮島・堤根・王禅寺各処理センターにおいて、2度計量を実施しております。

ICカードは紛失することのないよう注意してください。また、車両の変更、廃車等で使用しないICカードにつきましては返却をお願いします。

現在、計量につきましては、搬入時と搬入後にそれぞれ計量を行い、その重量差をごみの量とする2度計量を、浮島・堤根・王禅寺の各処理センターにおいて実施しています。

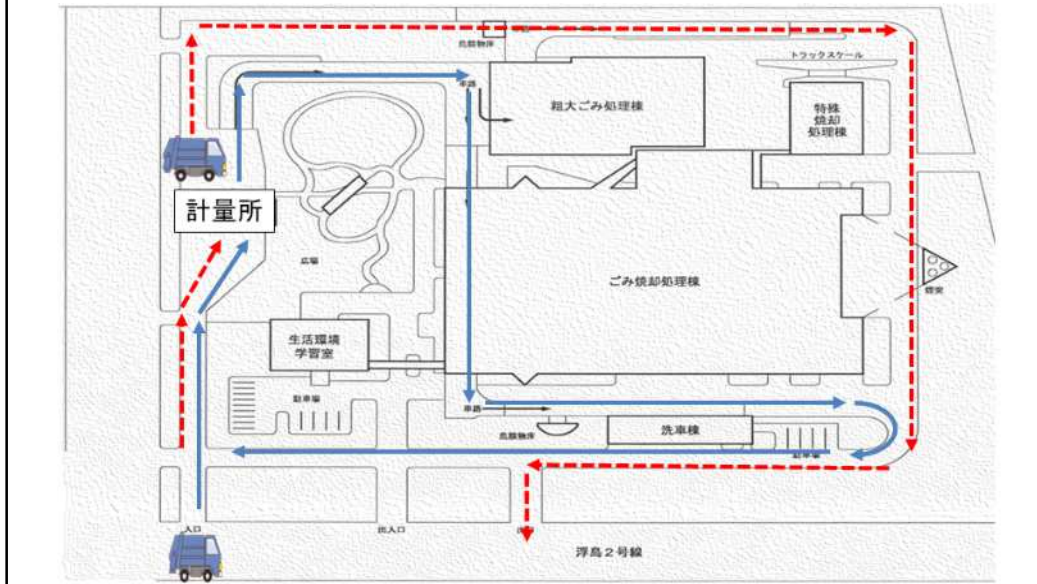
計量に使用していますICカードにつきましては、紛失することのないよう注意してください。

また、車両の変更や廃車等で使用しないICカードは返却をお願いします。

計量について（浮島処理センター）

浮島処理センター（2度回り）

1 度目 
2 度目 



計量については、図のような流れで行います。
浮島処理センターは、同じ計量器を使用した2度回りとなります。
1度目は実線、2度目は点線の経路となります。

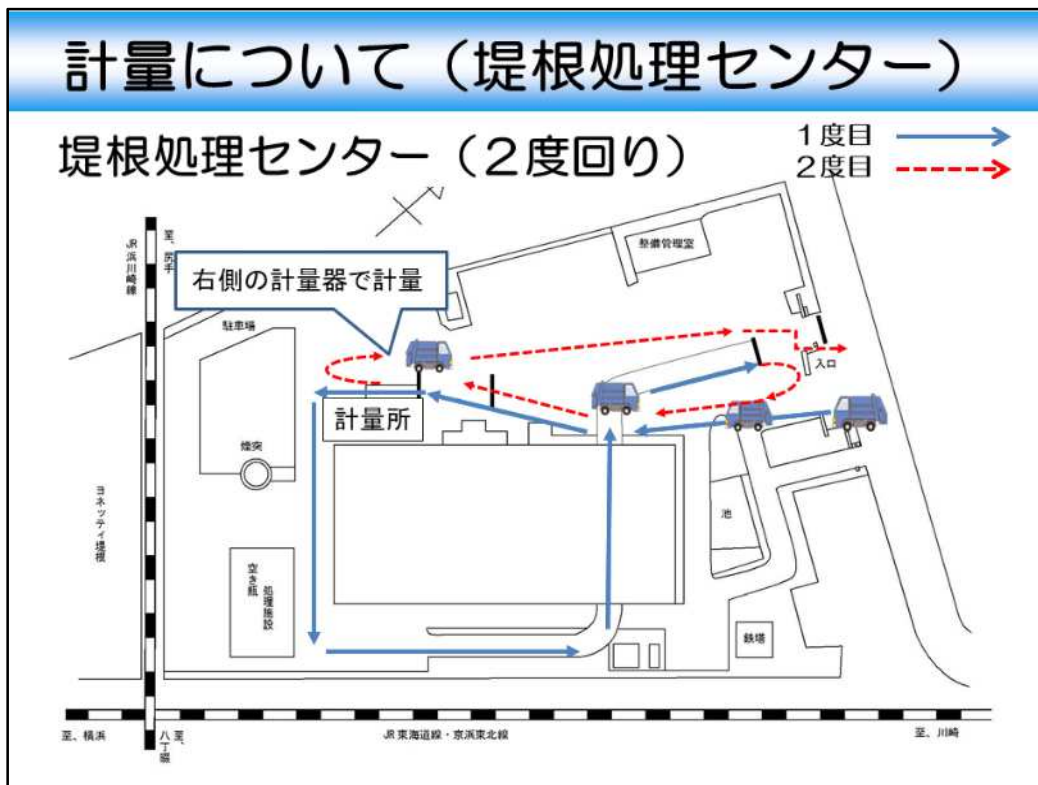
※浮島処理センターは、基幹工事(期間:今後数年間)に伴い、
浮島処理センターとしても工事受託者に対して、安全作業等の徹底を行っていま
すが、
資材搬入、搬出等の工事車両及び人が多く往来していますので、
構内走行時には十分周囲に注意をお願いいたします。

搬入について（浮島処理センター）

搬入の手順について **構内制限速度（20km/h以下）**

- 1 搬入門から入場し、計量所の3番計量器（向かって右端）で計量します。その際、計量器手前の停止線で一旦停止して、徐行で進入、計量器上に車両を停車しエンジンを停止してください。
- 2 車両から同乗者は全員降車し、計量所の担当者にICカードを渡し、1回目の計量を行います。計量が終わりましたらICカードを受け取り、安全確認後、プラットホームへ向かいます。
- 3 プラットホームの入口では、必ず一旦停止し、アナウンスまたは担当者による指示に従い、他の車両に注意しながら指定された搬入口へ車両を移動し、ごみピット内に投入してください。
- 4 ごみ投入終了後は、車両を立入禁止区域より前に移動し清掃してから、安全確認後、左方の出口から退出してください。
- 5 退出後は3番計量器へ戻って2回目の計量を行い、計量票を受け取り、運転者（若しくは同乗者）氏名をフルネームで記入し担当者へ渡すと、搬入者控え計量伝票をお渡します。その後、建物の外周動線を回って出口門から退出します。

浮島処理センターにおける搬入の手順についての説明は、スライドを御覧ください。なお、前のスライドや添付の「浮島処理センター搬入時の注意事項」と合わせて御確認ください。



堤根処理センターは、浮島処理センターと同じく、同じ計量器を使用した2度回りとなります。

1度目は実線、2度目は点線が経路となります。

搬入について（堤根処理センター）



搬入の手順について **構内制限速度（10km/h以下）**

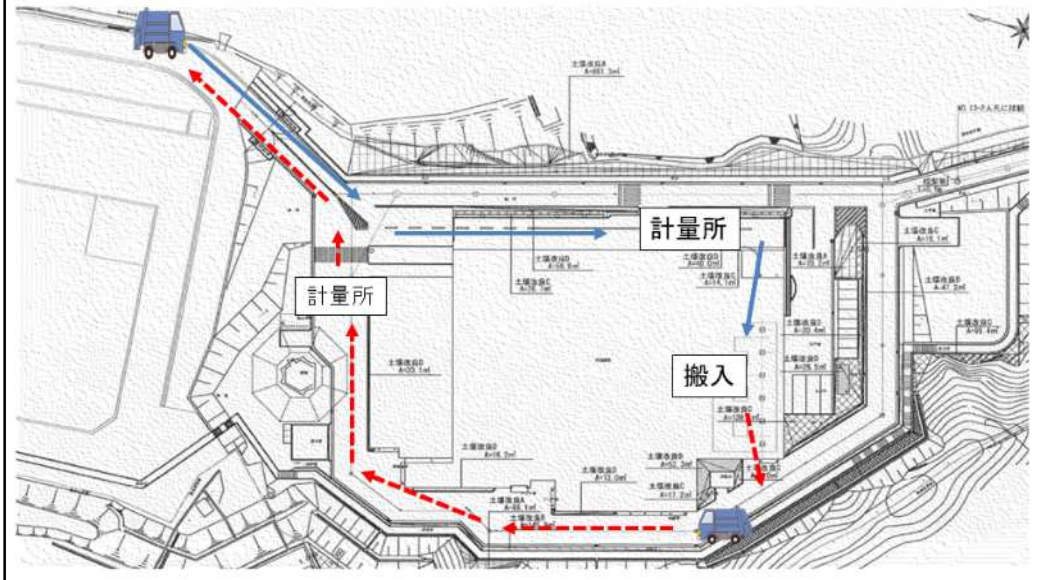
- 1 搬入門から入場し、計量所の2番計量器（向かって右端）で計量します。
その際、計量器手前の停止線で一旦停止して、徐行で進入、計量器上に車両を停車し、エンジンを停止してください。
- 2 車両から全員降車し、計量所の職員にICカードを渡し、1回目の計量を行います。
計量が終わりましたらICカードを受け取り、安全確認後、ピットステージへ向かいます。
- 3 プラットホームの入口では、必ず一旦停止し、ピット前職員の誘導に従い、他の車両等に注意しながら指定された搬入口へ車両を移動し、ごみピット内に投入してください。
- 4 ごみ投入終了後は、投入口付近を清掃し、安全確認後、左方の出口から退出してください。
- 5 退出後は2番計量器へ戻って2回目の計量を行い、計量票を受け取り、うち1枚に事業者名、運転者氏名を記入し、職員に渡します。
その後、十分に安全確認を行いUターンし、出口門から退出します。

堤根処理センターにおける搬入の手順についての説明は、スライドを御覧ください。
なお、前のスライドや添付の「堤根処理センター搬入時の注意事項」と合わせて御確認ください。

計量について（王禅寺処理センター）

王禅寺処理センター（1度回り）

搬入時 
搬入後 



王禅寺処理センターは、入口と出口、2カ所の計量器を使用した1度回りになります。

搬入について（王禅寺処理センター）

搬入の手順について **構内制限速度（20km/h以下）**

- 1 入出門から入場し、第1計量所の2番計量器（向かって右端）で計量します。その際、計量器手前の停止線で一旦停止して、徐行で進入、計量器上に車両を停車しエンジンを停止してください。
- 2 降車し、計量所の職員にICカードを渡し、1回目の計量を行います。計量が終わりましたらICカードを受け取り、安全確認後、ピットステージへ向かいます。
- 3 プラットホームの入口では、必ず一旦停止し、入口の左上に表示される搬入扉の番号を確認、他の車両等に注意しながら指定された搬入口へ車両を移動し、ごみピット内に投入してください。
なお、職員の指示があった場合はその指示に従ってください。
- 4 ごみ投入終了後は、投入口付近を清掃し、安全確認後、右方の出口から退出してください。
- 5 退出後は第2計量所の1番計量器（向かって左）へ行き、2回目の計量を行い、計量票を受け取り、うち1枚に事業者名、運転者氏名を記入し職員に渡します。その後、安全確認を行い、入出門から退出します。

王禅寺処理センターにおける搬入の手順についての説明は、スライドを御覧ください。

なお、前のスライドや添付の「王禅寺処理センター搬入時の注意事項」と合わせて御確認ください。

処理センター搬入時の主な注意事項

構内走行

- 1 構内の制限速度を必ず守ってください。
- 2 一時停止等の標識は厳守し、必ず安全確認を行ってください。
- 3 構内は他のごみ収集車・工事関係車両等も走ります。また見学者・作業員等、人の往来もありますので、十分注意してください。

次に処理センター搬入時の主な注意事項です。

まず、構内走行についての主な注意事項ですが、構内は他の車両と交差することや、施設を見学している方などがいる場合があります。構内走行時は十分過ぎるほど注意し、一時停止や構内制限速度を守って走行してください。

処理センター搬入時の主な注意事項

プラットホーム内での作業

- 1 各処理センターのルールを守り、職員から指示があった場合はその指示に従ってください。
- 2 ごみ投入口付近での作業の際は、ごみピット内への転落に十分注意してください。特に車止めの上は大変すべりやすいので、絶対に乗らないようにしてください。
また、車両の部品等の落下に十分注意してください。
- 3 安全に作業が行えるよう必要な保護具を着用してください。特にサンダル履きでの作業は転倒・転落の危険が高まるため、禁止します。

次にプラットホーム内での作業時の注意事項です。

- 1 各処理センターのルールを守り、職員から指示があった場合はその指示に従ってください。
- 2 ごみ投入口付近での作業の際は、ごみピット内への転落に十分注意してください。特に車止めの上は大変すべりやすいので、絶対に乗らないようにしてください。
また、最近、ダンプのあおりなど、車両の部品の落下する事例が見られます。落下させないように、手前で作業を行うなど、十分注意してください。
- 3 安全に作業が行えるよう必要な保護具を着用してください。特にサンダル履きでの作業は転倒・転落の危険が高まるため、禁止します。

洗車について（１）

搬入車両の汚水の排出及び汚水排出後の汚れの洗い流しにつきましては、処理センターで対応が可能です。

なお、処理センターごとに構造が異なることから、各処理センターにより対応方法が異なる場合がありますので、対応方法・対応時間の詳細につきましては、処理センターのプラットフォームの作業員に御確認ください。

次に、処理センター内での洗車（汚水の排出や汚水排出後の汚れの洗い流し）について御説明いたします。

搬入車両の洗車（汚水の排出や汚水排出後の汚れの洗い流し）につきましては、処理センターで対応が可能です。各処理センターで対応方法が異なる場合がありますので、対応方法・対応時間の詳細につきましては、処理センターのプラットフォームの作業員に御確認ください。

洗車について（２）

汚水の排出や汚水排出後の汚れの洗い流しの作業を行う場合は、立入禁止区域に入らないように作業を行っていただくか、立入禁止区域に入る場合は、墜落制止器具を着用していただき、安全最優先での作業に御協力ください。

また、汚水の排出や汚水排出後の汚れの洗い流しの作業を行う場合は、立入禁止区域に入らないように作業を行っていただくか、立入禁止区域に入る場合は、墜落制止器具を着用していただき、安全最優先での作業に御協力ください。

草・剪定枝の搬入について

・ダンプした際に、あおりが車両から外れないようにしてください。



・あおり板については、荷台から落ちないようにヒモ等で縛るなどしてください。



※ごみピットにあおりが落下した場合は、焼却炉が止まり全面搬入禁止となる場合がございます。搬入時前に確認をお願いいたします。

草・剪定枝の搬入の説明については、スライド内の説明を御確認ください。

草・剪定枝の搬入について



あおり板について

ダンプ等した際に、荷台からあおりが落ちないようにヒモ等で縛るなどして搬入してください。

草・剪定枝の搬入について



あおりについて

・ダンプした際に、あおりが車両から外れないように搬入前に確認をしてください。

緊急停止ボタンについて



次に、各処理センターの緊急停止ボタンについて説明します。

浮島処理センター緊急停止ボタン



こちらは浮島処理センターのプラットホームになります。

投入口の横に緊急停止ボタンが設置されています。

浮島処理センター緊急停止ボタン



こちらが緊急停止ボタンになります。

このボタンを押すことで、非常事態を知らせるサイレンが鳴り、

ごみクレーンが緊急停止します。

堤根処理センター緊急ボタン



こちらは堤根処理センターのプラットホームになります。

投入口の横の仕切り部分に緊急停止ボタンが設置されています。

堤根処理センター緊急ボタン



パネルを開けると中に緊急ボタンとマイクがあります。

堤根処理センターのクレーンにつきましては手動で操作しているため、浮島処理センター・王禅寺処理センターとは異なり、緊急ボタンのみで緊急停止しません。

緊急事態が発生したことをクレーン操作員や、周囲の人に知らせる必要があります。

この緊急ボタンを押すことで、非常事態を知らせるサイレンが鳴ります、さらには、マイクを取ってマイクスイッチを押し、非常事態が発生したことを放送によって周囲に知らせてください。

王禅寺処理センター緊急停止ボタン



こちらは王禅寺処理センターのプラットホームになります。

投入口の横に緊急停止ボタンが設置されています。

王禅寺処理センター緊急停止ボタン



このボタンを押すことで、非常事態を知らせるサイレンが鳴り、ごみクレーンが緊急停止します。

若干形状に差異はありますが、すべての処理センターで投入口の横、同じような場所に緊急ボタン・緊急停止ボタンが設置されています。

何か起きてからでは遅いので、設置場所の確認は常に行っていただくようお願いいたします。

緊急ボタンの説明は以上です。

処理センター搬入時の主な注意事項

その他（1）

1 廃棄物管理票については、記入できるところは、事前に記入してきてください。

計量所で全て記入すると、他の搬入事業者に迷惑となる場合がありますので、御協力をお願いします。

（廃棄物管理票）

それでは、処理センター搬入時の主な注意事項に戻り、説明します。

注意事項その他(1)です。

廃棄物管理票については、記入できるところは、事前に記入してきてください。

計量所で全て記入すると、他の搬入事業者に迷惑となる場合がありますので、御協力をお願いします。

処理センター搬入時の主な注意事項

その他（2）

- 2 構内で事故やトラブルが発生した時は、必ず処理センター職員に連絡してください。
- 3 構内は一部スペースを除き、駐車禁止です。
また、駐車時間はトイレや事務手続きなど必要最小限とし、食事休憩や仮眠など長時間の駐車は禁止しています。
- 4 処理センターによって注意事項の一部に違いがあります。
各処理センター別の注意事項は別紙で添付させていただいておりますので、搬入にあたってはよくお読みくださるようお願いいたします。

次にその他の注意事項(2)です。

- 1 構内で事故やトラブルが発生した時は、必ず処理センター職員に連絡してください。
- 2 構内は一部スペースを除き、駐車禁止です。
また、駐車時間はトイレや事務手続きなど必要最小限とし、食事休憩や仮眠など長時間の駐車は禁止しています。
- 3 処理センターによって注意事項の一部に違いがあります。
各処理センター別の注意事項は別紙で添付させていただいておりますので、搬入にあたってはよくお読みくださるようお願いいたします。

ごみ処理手数料について

ごみ処理手数料の支払いは銀行振替の手続きをされてない場合は原則納入通知書による納付となります。

定められた納期限までに必ずお支払いいただくようお願いします。

なお、支払いが遅れた場合、延滞日数に応じた延滞金が発生しますので、ご注意ください。

次にごみ処理手数料についてです。

ごみ処理手数料の支払いは銀行振替の手続きをされてない場合は原則納入通知書による納付となります。

定められた納期限までに必ずお支払いいただくようお願いします。

なお、支払いが遅れた場合、延滞日数に応じた延滞金が発生しますので、ご注意ください。

次回の搬入申請について

今回の更新申請に伴う承認期間は最大2年間となっています。

したがって、次回の更新は令和7・8年度（2025・2026年度）となります。

次回更新時期には、更新用の搬入申請書類を各事業者宛てに郵送しますが、堤根処理センター閉鎖に伴い更新時期が前倒しになる可能性がありますのでご了承ください。

最後に、次回の搬入申請の更新手続きについて御説明します。

今回の更新申請に伴う承認期間は最大2年間となっています。

ただし、堤根処理センターの閉鎖に伴い、令和5年度中に更新申請書の提出が必要になる場合があります。

その場合は更新用の搬入申請書類を各事業者宛てに郵送しますので、更新が必要な場合は必ず申請していただきますようお願いいたします。

御覧いただき
ありがとう
ございました。

